

子どもたちの家庭、地域生活を「支える」働き

- ◆相談支援 電話、来所、訪問による相談を行います。夜間や休日の対応も必要に応じ行っています。(センターにより対応できる日時は異なります)
- ◆ソーシャルワーク 地域資源をネットワーク化し、家族を支える環境を整えます。(ソーシャルワーカー配置)市町村の要保護児童対策地域協議会に所属し、市町村の後方支援を積極的に行います。
- ◆アウトリーチ 積極的に家庭や関係機関を訪問し、支援活動を展開します。
- ◆心理支援 子どもや保護者を心理的側面から支援します。(心理職配置)
- ◆児童相談所との連携 要保護性のある家庭への指導を児童相談所に代わって行います。(児童福祉司指導委託措置＝児童福祉法第27条第1項2号措置)
- ◆ショートステイ・トワイライトステイ 短期間お子様をお預かりすることで、家族を支援します。
※児童福祉施設で実施、一部の施設は未実施 各児家セン紹介ページ参照

社会的養護の制度を利用する子どもや家族の支援

- ◆里親支援 地域の里子・里親さんを支援します。訪問・電話・来所相談、研修やサロンの支援、関係機関調整等
- ◆自立支援、家族関係調整支援 里親や施設を利用している子どもたちの自立や、実家族との関係調整を支援します。

児童虐待の発生を「防ぐ」働き

地域のネットワークを活かし、児童虐待を予防する活動を積極的に展開します。

◆児童虐待予防活動

- ・保護者、専門職の学びの機会の提供
ペアレントトレーニングプログラム、研修会、講演会等
- ・オレンジリボンキャンペーン等の実施
- ・子育て支援プログラムの実施 …ほか

相談の対象

0～18歳未満の子ども及びその保護者、家族、親族、妊婦、児童にかかわる専門職・地域住民

運営体制（標準）

センター長 1名
相談員 2名 ソーシャルワーカー
(社会福祉士・精神保健福祉士等)
心理相談員 1名 心理担当職員
(臨床心理士等有資格者)
※里親支援に際しては、児童福祉施設に配置されている里親支援専門相談員と連携します。
(児童福祉施設に配置、未配置施設有り)

運営主体

児童家庭支援センター事業は児童福祉法に規定された第2種社会福祉事業で、民間の入所型の児童福祉施設(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等)を経営する社会福祉法人や、NPO法人などが国の事業を受託する形で運営しています。

児童家庭支援センターは、地域と社会的養護をつなぐ“架け橋”

